

平成24年4月20日
第2378号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正（218・人事課）……………1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額の一部改正（219・人事課）……………2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の規定に基づき知事が定める施設の一部改正（220・人事課）……………2
- 基本測量終了の通知（221・建設政策課）……………2
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（222・都市計画課）……………2
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（223・都市計画課）……………3
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（224・会計課）……………3
- 建設業の許可の取り消し（225・北秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（226・秋田地域振興局総務企画部）……………4
- 道路区域の変更及び供用開始（227・秋田地域振興局建設部）……………4
- 道路の供用開始（228・平鹿地域振興局建設部）……………4
- 道路区域の変更及び供用開始（229、230・平鹿地域振興局建設部）……………5
- 道路区域の変更（231、232・平鹿地域振興局建設部）……………5
- 道路の供用開始（233・雄勝地域振興局建設部）……………6

公 告

- 秋田県収納代理金融機関の名称の変更（会計課）……………6
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）……………8
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）4件……………8
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………8
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を相当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）2件……………9
- 土地改良区の役員の退任の届出（由利地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………10
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………10

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（3・教育庁総務課）……………10

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（44）……………10

告 示

秋田県告示第百二十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額（平成四年秋田県告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十四年四月二十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、六一三円	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一一、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二三、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五二円	二四、五五二円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二三、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九五四円

秋田県告示第百二十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額(平成八年秋田県告示第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十四年四月二十日

秋田県知事 佐竹敬久

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百五十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

秋田県告示第百二十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の規定に基づき知事が定める施設(平成八年秋田県告示第五百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十日

秋田県知事 佐竹敬久

「第十条の二第二号」を「第十条の二第三号」に改め、第三号を削る。

秋田県告示第221号

平成23年秋田県告示第230号の基本測量について、平成24年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第222号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
能代都市計画及び二ツ井都市計画の区域
- 4 都市計画の案の縦覧場所
(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

(2) 能代市御指南町1番10号 山本地域振興局建設部用地課

(3) 能代市上町1番3号 能代市都市整備部都市整備課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成24年4月20日(金)から同年5月7日(月)まで

秋田県告示第223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 都市計画の種類及び名称

横手都市計画道路(3・3・101号杉沢八王寺線、3・3・103号横手環状線、3・4・104号横手駅東線、3・4・105号横手駅西線、3・4・106号横手中央線、3・4・108号寿町上横山線、3・4・201号東町線、3・4・202号古本町線、3・4・203号南町線、3・4・304号本町仁井田線、3・4・305号仁井田南八木線、3・4・403号新水沢線、3・5・306号十三合線及び3・6・114号堤桜沢線並びに3・4・204号北町線、3・4・302号十文字駅裏通線、3・4・303号十文字増田線、3・4・401号平和通線、3・4・402号増田中央線、3・4・404号八木線、3・5・111号横手駅北線、3・5・409号本通線、3・5・410号東通線及び3・6・206号西町線)の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 横手市羽黒町、駅前町、寿町、平城町、朝倉町、睦成字碓、字八幡田及び字上川原、杉沢字吉沢、柳田字大谷地、婦気大堤字田久保、平鹿町浅舞字覚町後、字新平川、字加羽、字林崎、字林崎後、字六日町後、字新堀、字館廻、字福田、字千刈田、字浅舞及び字野々助、十文字町字麻当及び字大道東、十文字町仁井田字宝龍、字大道西、字大道東、字大道北及び字段ノ下並びに増田町増田字一本柳西、字一本柳、字伊勢堂、字伊勢堂西、字伊勢堂南、字本町、字石神、字月山西、字月山、字縫殿、字下川原、字田町、字上関ノ口、字若松、字平鹿、字横落下、字町東、字中町、字七日町、字上町、字福嶋道東、字北門、字新町、字関ノ口、字館花、字館花下及び字戸平堰の一部

3 都市計画の変更年月日 平成24年4月20日

秋田県告示第224号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変 更 後	変 更 前
横手市駅前町6番22号 秋田ふるさと農業協同組合	横手市雄物川町沼館字小谷地62番1号 おものがわ農業協同組合

秋田県告示第225号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成24年4月4日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社芳賀工務店

大館市二井田字小石台101番地1

代表取締役 芳賀 勝志

秋田県知事許可(般-19)第10662号

3 処分の内容

建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年4月4日付けで建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第226号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年4月6日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社藤原工業所

潟上市天王字上江川55番1

代表取締役 藤 原 憲 一

秋田県知事許可（般-23）第80261号

3 処分の内容

建築工事業、管工事業、塗装工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年4月6日付けで建築工事業、管工事業、塗装工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	古井内大久保停車場線	潟上市飯田川下虻川字上谷地141番1地先から150番3地先まで	8.00~12.00	0.073
	新	古井内大久保停車場線	〃	9.50~15.50	0.073

2 供用開始の期日 平成24年4月20日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	野崎十文字線	横手市平鹿町浅舞字福田316番2地先から字蔭沼135番4地先まで

- 2 供用開始の期日 平成24年4月20日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	金沢吉田 柳田線	横手市猪岡字水上16番2から字長瀬14番2まで	8.50~17.50	0.259
	新	金沢吉田 柳田線	〃	8.50~23.40	0.259

- 2 供用開始の期日 平成24年4月20日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	金沢吉田 柳田線	横手市赤川字村北荒堰間37番1地先から118番1地先まで	16.50~26.50	0.200
	新	金沢吉田 柳田線	〃	20.50~28.50	0.200

- 2 供用開始の期日 平成24年4月20日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
			A 横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字蔭沼135番2地先まで	6.00~20.00	2.715

県 道	旧	野崎十字 字線	B	横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字福田 316番2地先まで	10.00～57.00	1.853
			A	横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字蔭沼 135番2地先まで	6.00～20.00	2.715
	新	野崎十字 字線	〃	10.00～57.00	2.811	

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	野崎十字 字線	横手市十字町上鍋倉字清水田82番5から十五野 新田字増田道東52番3まで	15.80～27.00	0.086
	新	野崎十字 字線	〃	15.80～16.80	0.086

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	羽後向田館合線	羽後町下仙道字ミロク12番2から字新屋敷4番2まで

2 供用開始の期日

平成24年4月20日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月20日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

公 告

秋田県収納代理金融機関について、次のとおり合併に伴う名称の変更があったので、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 後		変 更 前		変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
秋田ふるさと 農業協同組合	横手市駅前町6番22号	秋田ふるさと 農業協同組合	横手市駅前町6番22号	平成24年4月1日
		おものがわ農 業協同組合	横手市雄物川町沼館字小谷 地62番1号	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大館市池内字池内94番地
 〃 櫃崎字上宅地36番地
 〃 比内前田字前田25番地
 〃 本宮字八兵工岱96番地3
 〃 赤石字大道添2番地
 〃 池内字池内26番地
 〃 櫃崎字沢頭7番地
 〃 山館字羽立23番地
 〃 板沢字屋布77番地
 〃 太子内字三ツ梨61番地1
 〃 板沢字屋布79番地2
 〃 根下戸町10番地6
 〃 餌釣字屋敷67番地
 〃 小館町3番地14
 〃 櫃崎字大堀宅地5番地

戸 田 達 雄
 虻 川 久 美
 加賀谷 敬 孝
 富 樫 安 民
 加賀谷 久
 畠 山 俊 成
 虻 川 真 一
 菅 原 利 雄
 富 樫 英 悦
 斎 藤 良 作
 富 樫 久 男
 石 田 健 一
 本 多 貞 利
 伊 藤 博
 虻 川 金 義

2 就任理事の住所及び氏名

大館市池内字池内94番地
 〃 赤石字大道添2番地
 〃 櫃崎字大堀宅地5番地
 〃 本宮字八兵工岱96番地3
 〃 餌釣字屋敷67番地
 〃 板沢字屋布77番地
 〃 山館字上野5番地
 〃 小館町14番地2
 〃 櫃崎字上宅地18番地7
 〃 比内前田字前田25番地

戸 田 達 雄
 加賀谷 久
 虻 川 金 義
 富 樫 安 民
 本 多 貞 利
 富 樫 英 悦
 藤 原 勝 美
 松 山 紀 光
 高 村 勇 一
 加賀谷 敬 孝

3 退任監事の住所及び氏名

大館市出川字上野31番地6
 〃 根下戸字下袋164番地1
 〃 比内前田字前田37番地1

虻 川 助 司
 田 中 良 男
 芳 賀 良 一

4 就任監事の住所及び氏名

大館市根下戸字下袋164番地1
 〃 板沢字屋布79番地2
 〃 太子内字羽立36番地

田 中 良 男
 富 樫 久 男
 渡 邊 幸 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市南土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町荷上場字館の下山根62番地3

高 橋 孝 夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市種土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、琴丘土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市東土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市広面字谷内佐渡62番地の2

舟 木 貞 雄

〃 〃 字赤沼1番地の1

佐々木 達 雄

〃 柳田字柳田64番地

佐々木 久四郎

〃 〃 字石神41番地の1

鎌 田 光 春

〃 太平八田字藤の崎3番地の1

鎌 田 日出冬

〃 〃 字八田187番地

鎌 田 諄

〃 〃 字上八田7番地

永 井 英 夫

〃 太平目長崎字古町1番地の3

佐々木 貞 助

〃 〃 字上目長崎220番地

嵯 峨 茂 雄

〃 太平中関字本宿5番地

森 合 周 市

〃 〃 字寺中20番地

佐々木久右衛門

〃 太平黒沢字稲荷54番地

利 部 長 栄

〃 〃 字野崎62番地

渡 辺 信 夫

〃 太平山谷字地主46番地

鈴 木 一右衛門

〃 〃 字野田15番地

鎌 田 正

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市広面字谷内佐渡62番地の2

舟 木 貞 雄

〃 〃 字赤沼27番地

松 瀨 健 一

秋田市柳田字川崎86番地の1	鎌 田 正
〃 〃 字石神41番地の1	鎌 田 光 春
〃 太平八田字籐の崎3番地の1	鎌 田 日出冬
〃 〃 字八田187番地	鎌 田 諄
〃 〃 字上八田7番地	永 井 英 夫
〃 太平目長崎字古町1番地の3	佐々木 貞 助
〃 〃 字上目長崎220番地	嵯 峨 茂 雄
〃 太平中関字屋敷前6番地	工 藤 清
〃 〃 字寺中20番地	佐々木久右衛門
〃 太平黒沢字稲荷54番地	利 部 長 栄
〃 〃 字野崎66番地	渡 辺 兵太郎
〃 太平山谷字地主46番地	鈴 木一右衛門
〃 〃 字野田15番地	鎌 田 正
3 退任監事の住所及び氏名	
秋田市広面字谷内佐渡185番地の1	佐々木 陽 一
〃 太平八田字堂の前31番地	阿 部 留 寿
〃 太平目長崎字日長崎134番地	佐々木 一 郎
〃 太平山谷字十三岱109番地の1	鈴 木 孫 敏
4 就任監事の住所及び氏名	
秋田市柳田字柳田63番地	鎌 田 章 夫
〃 太平八田字堂の前31番地	阿 部 留 寿
〃 太平目長崎字滝瀬1番地	森 合 満
〃 太平山谷字十三岱109番地の1	鈴 木 孫 敏

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、秋田市上新城土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成24年4月20日から同年5月22日まで
- 3 縦覧場所 秋田市上新城地域センター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、河辺郡芝野堰土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成24年4月20日から同年5月22日まで
- 3 縦覧場所 雄和市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、御野場地域センター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

由利本荘市赤田字上田表124番地1

佐々木 孝 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西目土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字前ヶ沢318番地
 〃 西目町出戸字中高屋15番地
 〃 西目町西目字大西目437番地
 〃 西目町出戸字堀切87番地
 〃 西目町西目字上中沢37番地

三 浦 昭 夫
 加 川 一 男
 三 浦 良 一
 鈴 木 澄 夫
 岡 田 香

2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字前ヶ沢318番地
 〃 西目町出戸字中高屋15番地
 〃 西目町西目字大西目415番地
 〃 西目町出戸字里道60番地
 〃 西目町西目字井岡222番地
 〃 〃 字上中沢37番地
 〃 西目町沼田字敷森26番地 1

三 浦 昭 夫
 加 川 一 男
 齋 藤 博 明
 朝 岡 武 夫
 齋 藤 衛
 岡 田 香
 須 田 貴 史

3 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字井岡24番地
 〃 〃 字潟保16番地

清 橋 征 次
 齋 藤 孝 雄

4 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字井岡24番地
 〃 〃 字潟保16番地

清 橋 征 次
 齋 藤 孝 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市神代土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十四年四月二十日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

秋田県教育委員会規則第三号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
 第四条の二第三号及び第十条第二号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田県教育委員会行政組織規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成二十四年四月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。
 別表第二中

湯沢市特別養護老人 ホーム健寿苑	湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五番 地四
---------------------	-------------------------

を

特別養護老人ホーム 健寿苑	湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五番 地四
------------------	-------------------------

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。